

自転車指導啓発重点路線（笛吹警察署）



【重点路線】 石和温泉駅前交差点から長塚交差点までの間

- ・ J R 石和温泉駅前から日之出タクシーさんがある交差点まで
- ・ 日之出タクシーさんがある交差点から笛吹警察署北交差点まで
- ・ 日之出タクシーさんのある交差点から遠妙寺交差点まで
- ・ 遠妙寺交差点から国道20号と交差する交差点まで

➤ 選定理由

- ・ 過去3年間の交通事故で、**自転車**が関係する交通事故（人身事故・物件事故）が**集中している**路線であること。
- ・ 石和温泉駅周辺には商業施設が多数あり、また、通勤・通学、買い物等での**自転車**利用者が**多い**こと。

警察では、自転車運転者の信号無視等の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 無灯火
- 並進
- 右側通行



自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！

1 車道が原則、左側を通行！ 歩道は例外、歩行者を優先！

- ・ 自転車が通行できる歩道でも、車道寄りを直ぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認！

- ・ 進路の道路状況を確認、信号や一時停止を守り、しっかりと確実な安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯！

- ・ 夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯（又は反射器）をつけなければなりません。

4 飲酒運転は禁止！

- ・ 自転車は車両です。
- ・ 道路交通法違反が適用されます。

※罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
(酒に酔った状態で運転した場合)



5 ヘルメットを着用！

- ・ 自転車の運転者は、乗車用のヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- ・ 自転車の運転者は、他人を乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。
- ・ 保護者は、子どもが自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。